



組織改正他に伴う保安規定の改正について

関西電力株式会社

添付資料 1

1. 組織改正他の概要・目的 2 ~ 9

2. 組織改正他に伴う保安規定の変更内容 10 ~ 17

(補足資料1) 職務分担見直しに伴う職務記載内容の変遷について 18 ~ 19

(補足資料2) 職務分担見直しに伴う大規模損壊訓練の主語の整理 20

3. (美浜) 記載の適正化について 21 ~ 23

1. 組織改正他の概要・目的

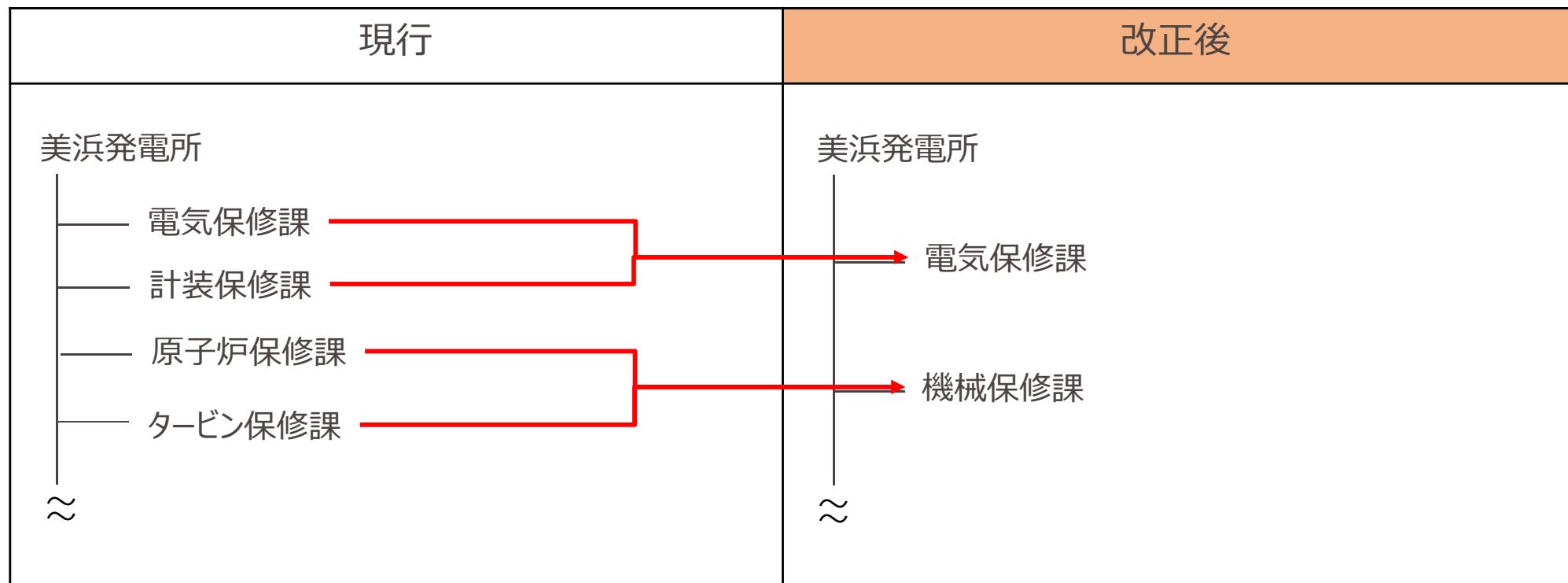
① 美浜発電所の保修課関係組織の統合

美浜発電所は1・2号が廃止措置体制となっており、その状態に合わせた最適な組織体制の構築のため、大飯発電所と同じく保修課を統合（※）する。

具体的には、「電気保修課」と「計装保修課」、「原子炉保修課」と「タービン保修課」を統合し、それぞれ「電気保修課」「機械保修課」とすることで、それぞれの要員のスキル向上や業務の幅を広げ、更なる安全性の向上を図る。

なお、高浜発電所については、今後の状況を踏まえ、統合の要否を検討していく。

※大飯発電所の保修課関係組織の統合については、令和3年6月4日付け原規規発第2106045号にて認可。

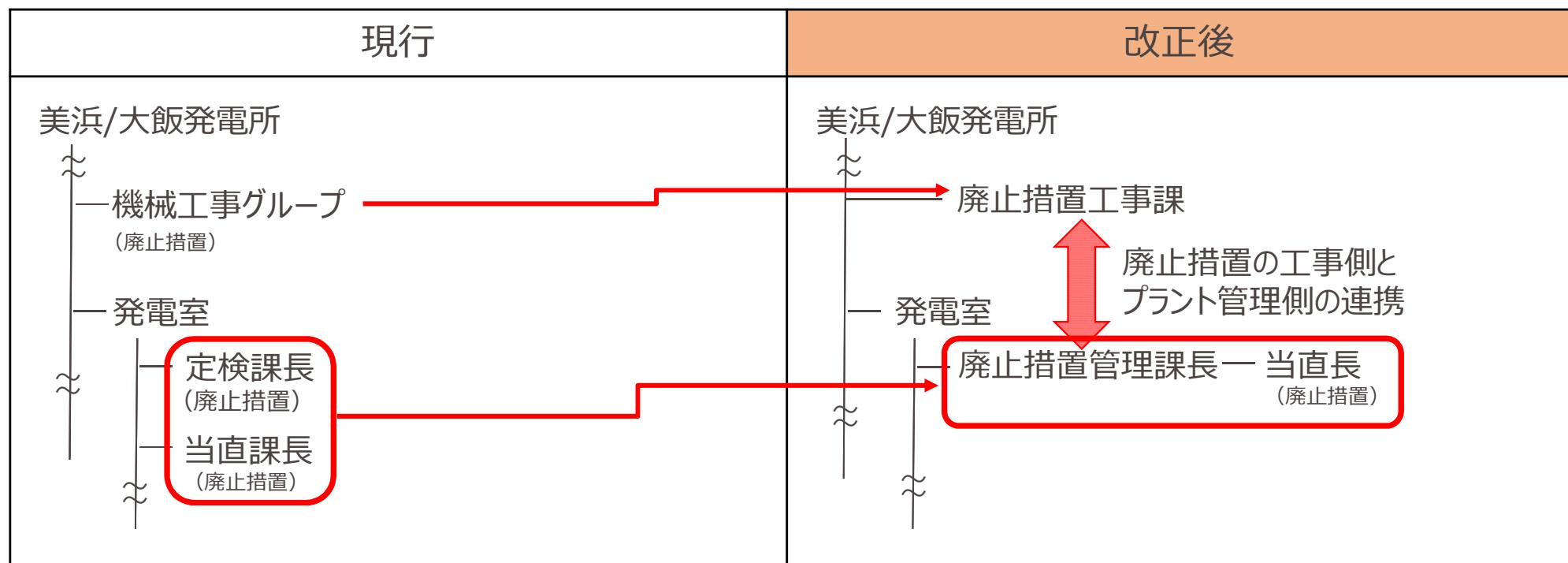


② 美浜および大飯発電所の廃止措置プラントにおける体制変更

美浜および大飯発電所において廃止措置工事が今後も継続していくことを踏まえ、廃止措置工事課を新設することで、廃止措置に係る工事責任体制を明確化する。

また、発電室に廃止措置管理課長と当直長を新設することで、廃止措置に係る設備の維持管理体制を明確化する。

これにより、廃止措置工事の進捗によるプラント状態の変化について、工事側とプラント管理側での連携を図る。



③ 美浜、高浜および大飯発電所の土木建築工事グループの廃止

土木建築関係の大型工事の増加に伴い設置した土木建築工事グループ（※）について、特定重大事故等対処施設工事の完了に伴い、廃止する。

※土木建築工事グループの設置については、「美浜：平成29年6月26日付け原規規発第1706264号」、「高浜：平成27年6月12日付け原規規発第1506128号」、「大飯：平成27年6月12日付け原規規発第1506127号」にて認可。

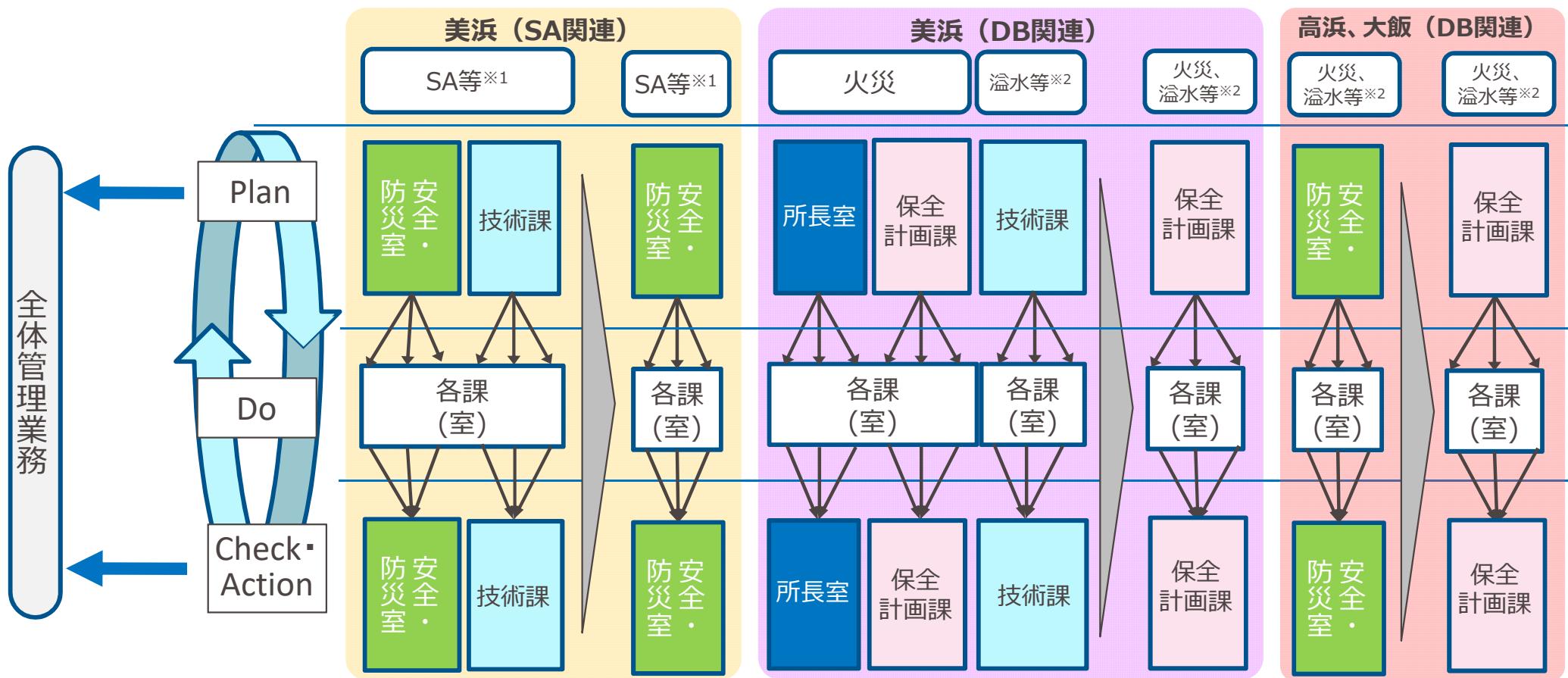
現行	改正後
美浜/高浜/大飯発電所 ~~ —— 土木建築工事グループ	美浜/高浜/大飯発電所 ~~ —— 廃止

① 美浜、高浜および大飯発電所における職務の見直し

重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務（以下、「SA関連の総括業務」という。）について、原子力防災対策等に関する業務との関連を念頭に、安全・防災室に移管し、一元的に対応できるようにする。

また、火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務（以下、「DB関連の総括業務」という。）について、原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務との関連を念頭に、保全計画課に移管し、一元的に対応できるようにする。

以上により、これらの総括業務について、各発電所間での整合を図る。



SAおよびDB関連の業務プロセス（例：火災発生の体制の整備）

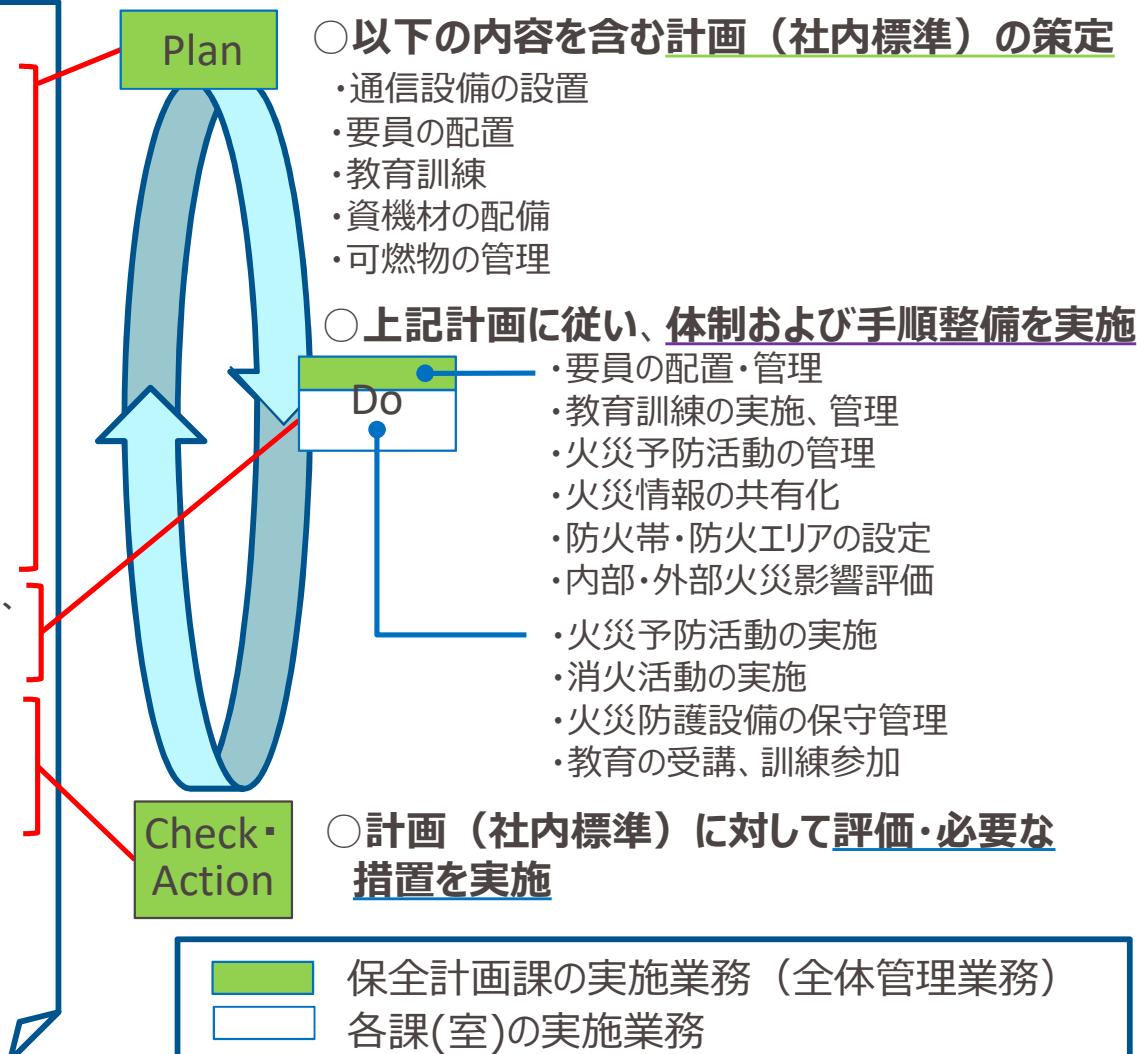
- 高浜、大飯では、再稼動後の運用段階として、既にSAおよびDB関連の総括業務を一元化。これにより、これらの新たな業務のプロセスを構築し、定着化が図られた状況。美浜については、昨年、再稼働に至ったため、高浜、大飯と同じく、再稼動後の運用段階として、今回、SAおよびDB関連の総括業務を一元化。
- これまでの高浜、大飯での業務経験を踏まえ、SAおよびDB関連の総括業務の実施個所を見直し、各発電所間での整合を図る。

(火災発生時の体制の整備)

第 18 条 保全計画課長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※¹を行う体制の整備として、次の各号を含む計画※²を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水および自然災害対応に係る実施基準」に従い策定する。

- (1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置※³
- (2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置
- (3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練
- (4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備
- (5) 発電所における可燃物の適切な管理
2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。
3. 保全計画課長は、第 2 項の活動の実施結果を取りまとめ、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

4. 各課（室）長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。（以下略）



SA関連の総括業務の安全・防災室への一元化

- ①重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務について、
- ②原子力防災対策等に関する業務との関連を念頭に、美浜発電所において、①の業務を技術課から安全・防災室に移管し、一元的に対応できるようにする。(高浜、大飯は一元化済み)



②原子力防災対策等に関する業務 (安全・防災室)

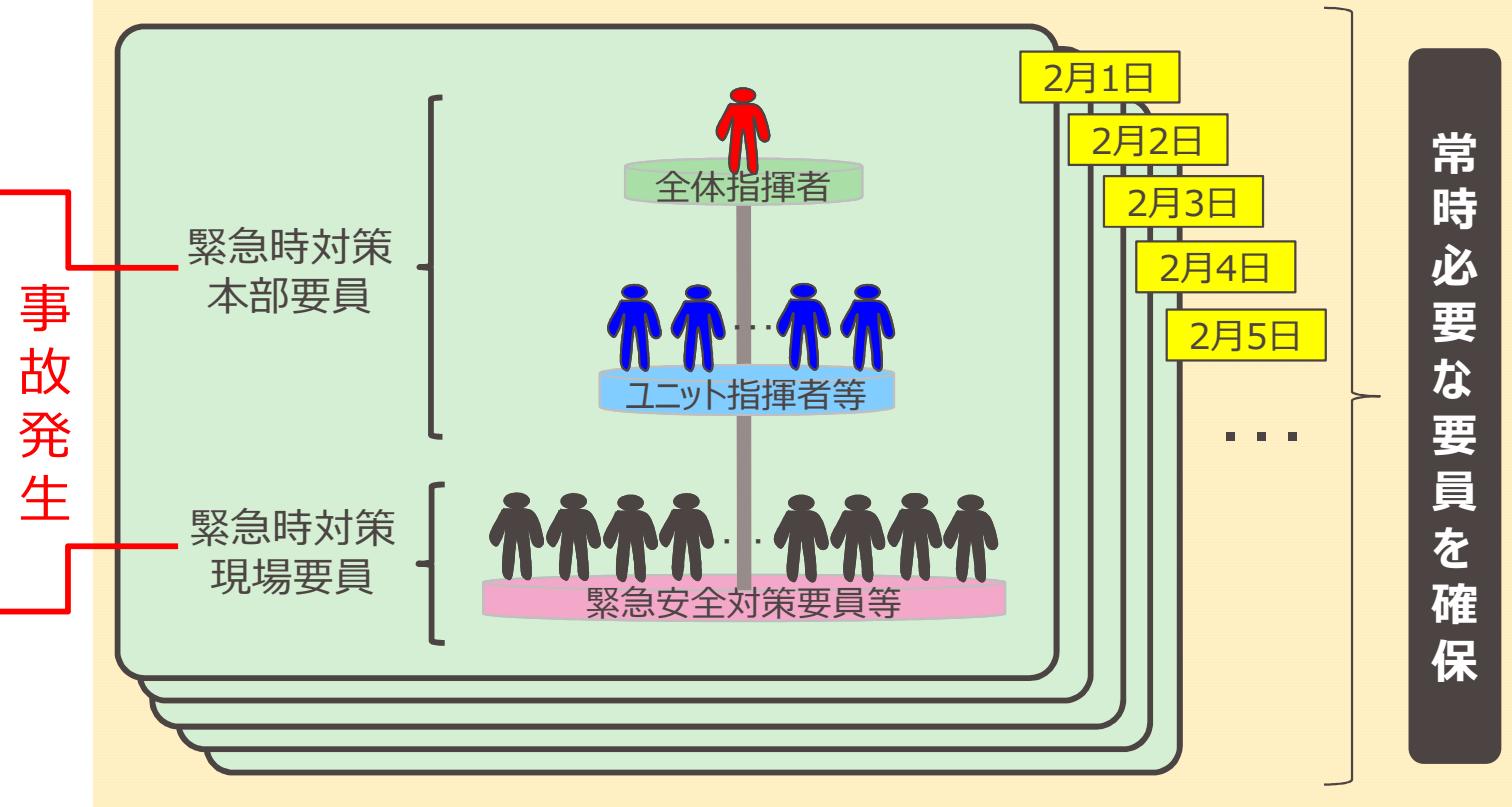


緊急時対策本部での活動



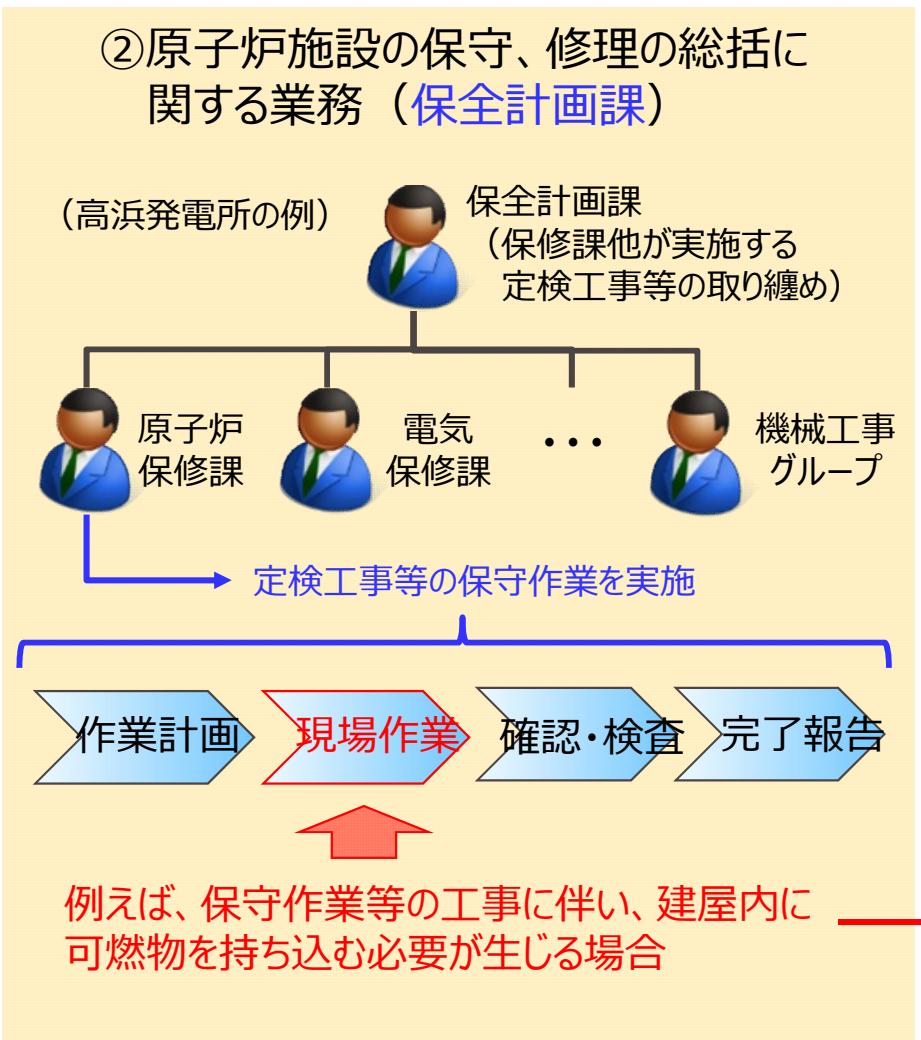
給水等の現場活動

①重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務 (技術課→安全・防災室に移管)

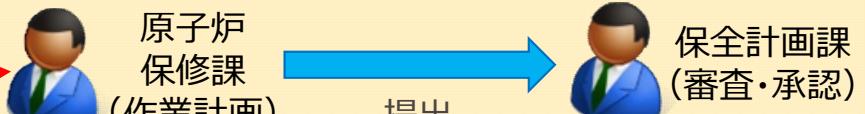


DB関連の総括業務の保全計画課への一元化

①火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務について、②原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務との関連を念頭に、各発電所ともに保全計画課に移管し、一元的に対応できるようにする。



①火災発生時…の体制の整備に関する業務の総括に関する業務（安全・防災室等→保全計画課に移管）



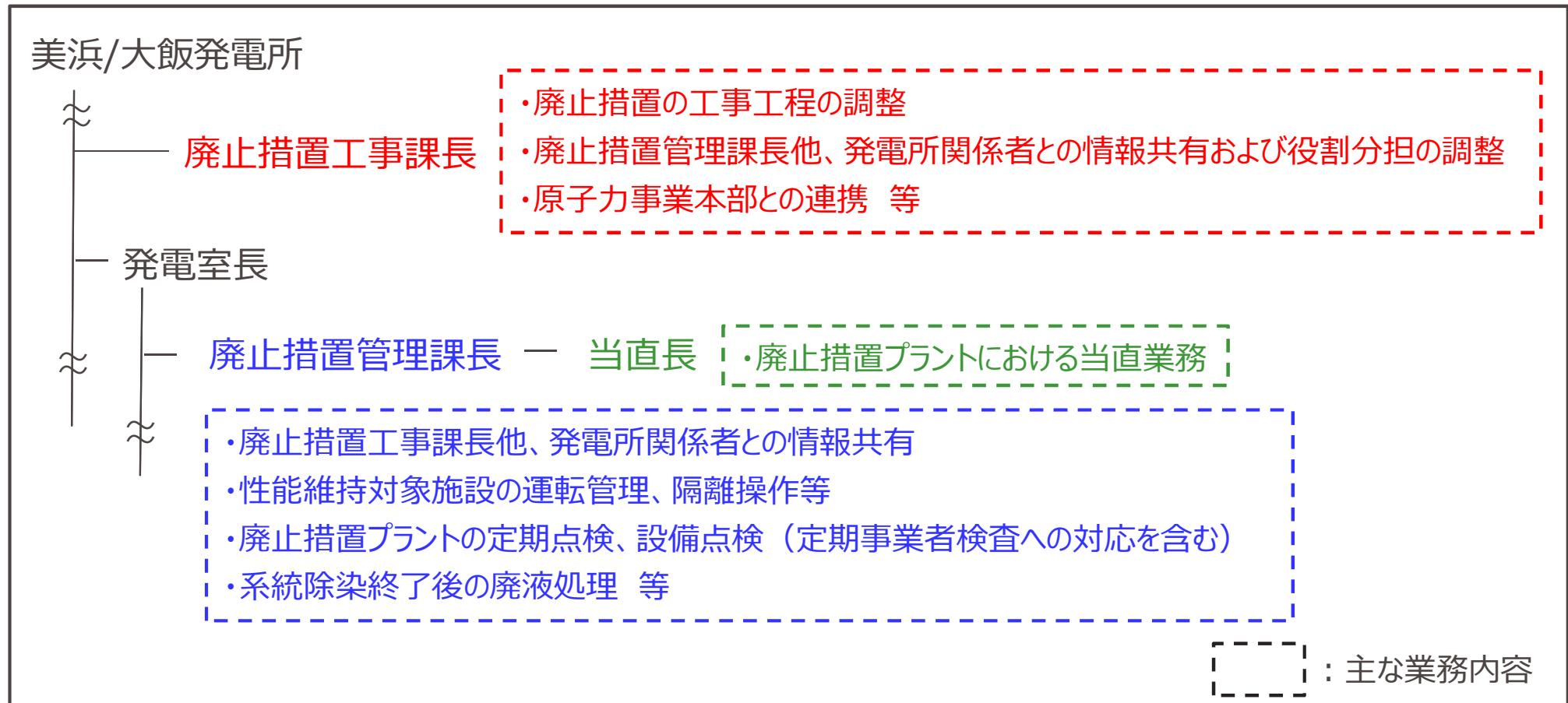
作業担当課は、工事実施時の火災防護対策を作業計画に織り込み、保全計画課に提出のうえ、審査・承認を受ける。

審査内容（火災防護の例）	
1	可燃物、危険物の有無 次の保管場所に保管する物はあるか。 ①保管禁止エリア ②安全系ケーブルトレイ直下より水平距離 1 m以内 ③防火帯・防火エリア
2	<可燃物>以下のいずれかにより火災発生を防止するか。 ・耐火保管施設または耐火保管容器に保管。 ・コンクリート壁、天井で囲まれた延焼防止効果のある場所に保管。 3 ・金属箱（金属製ロッカー等）で保管。 ・不燃性シートで隙間無く養生。 ・防炎シートで隙間無く養生し、消火器を設置。 (仮置のみ可とする。恒常資機材は必ず不燃性シートが必要。)
4	<危険物>以下のいずれかにより火災発生を防止するか。 ・施錠管理できる金属製ロッカー等で保管。 ・取扱注意事項または製品安全データシートを掲示。

2. 組織改正他に伴う保安規定の変更内容

① 美浜および大飯発電所の廃止措置プラントにおける体制変更(1/2)

- ・美浜および大飯発電所の廃止措置プラントにおける体制変更に伴い新設する組織に係る主な業務内容を以下に示す。
 - ・これらの内容を美浜および大飯発電所の保安規定の職務内容の記載に適切に反映する。具体的な変更内容は次頁のとおり。



2. 組織改正他に伴う保安規定の変更内容（2／7）

12

① 美浜および大飯発電所の廃止措置プラントにおける体制変更(2/2)

	現行	改正後（保安規定施行後）
保安規定 （第141条（美浜）、第146条（大飯））	<p>(13) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、本編において「当直課長」とは、特に定めの無い限り1号炉および2号炉を担当する当直課長をいう。</p> <p>(14) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、定期事業者検査に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理および廃止措置工事※¹の総括に関する業務を行う。</p>	<p>(13) 廃止措置管理課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、廃止措置管理に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(14) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直長所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(15) 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務（当直課長所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>(22) 廃止措置工事課長は、廃止措置工事※¹の総括および原子炉施設の廃止措置工事※¹（放射線管理課長、電気保修課長、機械保修課長、土木建築課長、電気工事グループ課長および機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p>

※ 1：廃止措置工事とは、第155条に定める、原子炉等規制法第43条の3の3第2項の規定に基づき認可を受けた廃止措置計画（以下、「廃止措置計画」という。）に基づき実施する工事をいう。

② 美浜発電所の保修関係組織の統合(1/2)

・電気保修課は発電所の電気設備、計装保修課は計装設備、原子炉保修課は機械設備（タービン設備以外）、タービン保修課は機械設備（タービン設備）に係る保守を行う組織
→ 現行の保安規定では、各保修課課長の職務として下記のとおり記載。

電気保修課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理に関する業務を行う。

b 計装保修課長は、原子炉施設のa計装設備に係る保守、修理に関する業務を行う。

c 原子炉保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備を除く。）に係る保守、修理に関する業務を行う。

d タービン保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備）に係る保守、修理に関する業務を行う。

e

・電気保修課と計装保修課、原子炉保修課とタービン保修課を統合することにより柔軟かつ効率的な業務運営が出来る体制の構築を図るが、全体として実施する業務に変更はない。

これに伴い、美浜発電所の保修課が統合されることを、保安規定に以下のとおり反映する。

- ✓ 下線部bの記載を削除し、下線部aを「電気設備」→「電気設備および計装設備」に変更する。
- ✓ 下線部dおよび下線部eの記載を削除し、下線部cの記載を「原子炉」→「機械」へ変更する。（詳細は次頁参照）
- ✓ 各条文の主語について、「計装保修課長」は「電気保修課長」へ、「タービン保修課長」、「原子炉保修課長」は「機械保修課長」へ変更する。

② 美浜発電所の保修関係組織の統合(2/2)

	現行	改正後（保安規定施行後）
保安規定 （第5条）	<p>(16) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(17) 計装保修課長は、原子炉施設の計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 原子炉保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備を除く。）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(19) タービン保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p>	<p>(17) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 機械保修課長は、原子炉施設の機械設備に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p>
主な業務内容	<p>電気保修課</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の電気設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。） <p>計装保修課</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。） <p>原子炉保修課</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の機械設備（タービン設備を除く。）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。） <p>タービン保修課</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の機械設備（タービン設備）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。） 	<p>電気保修課</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の電気設備、計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。） <p>機械保修課</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の機械設備に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）

③ 美浜、高浜および大飯発電所の土木建築工事グループの廃止

- ・土木建築関係の大型工事の増加に伴い設置した土木建築工事グループを廃止することに伴い、保安規定の職務記載を下表のとおり見直す。
- ・土木建築工事グループが担っていた「原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策推進に関する業務は、土木建築課および機械工事グループで実施するため、保安のために講すべき措置に必要な職務内容に変更はない

	現行	改正後（保安規定施行後）
保安規定 （第5条）	<p>(18) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理（機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(20) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに関する業務を行う。</p> <p>(21) 土木建築工事グループ課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに関する業務を行う。</p>	<p>(19) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理（機械工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(21) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに関する業務を行う。</p>

2. 組織改正他に伴う保安規定の変更内容（6／7）

16

④ 美浜、高浜および大飯発電所における職務の見直し(1/2)

- ・DB関連の総括業務を保全計画課へ、SA関連の総括業務を安全・防災室へ移管することに伴い、保安規定の職務記載を下表のとおり見直す。
- ・また、「計画策定(Plan)」ならびに「定期的評価(Check)および必要な措置の実施(Action)」の業務について、管理・とりまとめを一元化することに伴う保安規定の変更例を次頁に示す。

	現行	改正後（保安規定施行後）
【美浜】第5条	<p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務を行う。</p>	<p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p>
【高浜・大飯】第5条	<p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務を行う。</p>	<p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p>

2. 組織改正他に伴う保安規定の変更内容（7／7）

17

④ 美浜、高浜および大飯発電所における職務の見直し(2/2)

	現行	改正後（保安規定施行後）
【美浜】 保安規定 (第18条の2)	<p>Plan（計画（社内標準）の策定）に係る業務 (内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2 <u>技術課長</u>は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下、「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、<u>技術課長</u>に報告する。<u>技術課長</u>は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>Plan（計画（社内標準）の策定）に係る業務 (内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2 <u>保全計画課長</u>は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下、「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、<u>保全計画課長</u>に報告する。<u>保全計画課長</u>は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>

Check/Action（計画（社内標準）に対して評価・必要な措置を実施）に係る業務

美浜／高浜／大飯

○再稼働時点の保安規定記載 :

(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位(以下、「各課(室)長」という。)は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う(火災発生時、内部溢水発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む)。

(説明) 新規制対応で追加となった職務を、保安規定第5条(保安に関する職務)に赤色下線(SAおよびDB関連のPDCA業務)のとおり追記。

高浜／大飯

過去申請

○SAおよびDB関連の総括業務の職務分担見直し :

(5) 安全・防災室長は、…ならびに火災発生時、内部溢水発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。

(説明) 赤色下線(SAおよびDB関連のPCA業務)のとおり、安全・防災室長が保安規定第5条(保安に関する職務)2.(25)に定める各職位が実施する業務の総括を行なう旨を追記。

高浜／大飯

今回申請

○SAおよびDB関連の総括業務の職務分担見直し :

(5) 安全・防災室長は、…ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。

(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を行う。

(説明) 安全・防災室長の職務として記載しているSAおよびDB関連のPCA業務のうち「DB関連のPCA業務」を保全計画課長へ移管。

美浜では、今回、総括業務の分担について、高浜、大飯の過去の変更経緯を踏まえて、職務分担見直しを実施。

美浜

今回申請

○SAおよびDB関連の総括業務の職務分担見直し :

(5) 安全・防災室長は、…ならびに重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。

(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を行う。

(説明) SAおよびDB関連の総括業務の職務分担見直しに伴い、新たにSA関連のPCA業務を安全・防災室長、DB関連のPCA業務を保全計画課長の職務へ記載した。

➤ SAおよびDB関連業務の職務分担見直しに伴う第5条職務記載の変更点を下表に整理する。

	現行	改正後(保安規定施行後)
美浜	<p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位(以下、「各課(室)長」という。)は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う(火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む)。</p> <p>○各課(室)長がSAおよびDB関連のPDCA業務を実施</p>	<p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>○安全・防災室長がSA関連のPCA業務を実施</p> <p>(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>○保全計画課長がDB関連のPCA業務を実施</p> <p>(23) 第2項(3)から(22)に定める各職位(以下、「各課(室)長」という。)は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う(火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む)。</p> <p>○各課(室)長がSAおよびDB関連のD業務を実施</p> <p>D業務についても職務分担を一部見直し</p>
高浜 大飯	<p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>○安全・防災室長がSAおよびDB関連のPCA業務を実施</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位(以下、「各課(室)長」という。)は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う(火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む)。</p> <p>○各課(室)長がSAおよびDB関連のD業務を実施</p>	<p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>○安全・防災室長がSA関連のPCA業務を実施</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>○保全計画課長がDB関連のPCA業務を実施</p> <p>(24) 第2項(3)から(23)に定める各職位(以下、「各課(室)長」という。)は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う(火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む)。</p> <p>○各課(室)長がSAおよびDB関連のD業務を実施</p> <p>D業務についても職務分担を一部見直し</p>

- 保安規定添付3における大規模損壊対応の力量付与訓練に係る変更内容を下表に整理する。
- 変更内容部分（大規模損壊対応のうち消火活動要員への教育訓練の主語）はPDCA業務の中のDo業務にあたり、高浜・大飯ではDo業務の職務分担見直しとして、安全・防災室長から保全計画課長へ移管する。
- 一方、美浜では、従前通り所長室長が消火活動要員への教育を実施するところ、保安規定では指揮者等への教育を担う安全・防災室長のみを主語として記載していたことから、記載を適正化するものである。

	美浜	高浜	大飯
変更内容 (赤字)	<p>ア 力量の付与のための教育訓練</p> <p>(1) その他の大規模損壊対応</p> <p>安全・防災室長および所長室長は、緊急時対策本部要員のうち全体指揮を行う全体指揮者および原子炉毎の指揮を行う指揮者ならびに通報連絡を行う通報連絡者（以下(2)において「指揮者等」という。）または消火活動要員を新たに認定する場合は、第13条第4項の体制に入るまでに、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>a 消火活動要員</p> <p>(a) 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子炉格納容器へスプレーするための接続訓練</p> <p>(b) 化学消防自動車から使用済燃料ピットへスプレーするための接続訓練</p> <p>b 指揮者等</p> <p>(a) 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した教育訓練</p> <p>(ウ) 安全・防災室長および所長室長は、(1)項に係る設備を設置または改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により、力量付与の妥当性を確認する。</p>	<p>ア 力量の付与のための教育訓練</p> <p>(ウ) その他の大規模損壊対応</p> <p>安全・防災室長および保全計画課長は、緊急時対策本部要員のうち全体指揮を行う全体指揮者および原子炉毎の指揮を行う指揮者（以下、「指揮者等」という。）または消火活動要員を新たに認定する場合は、第13条第4項の体制に入るまでに、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>a 消火活動要員</p> <p>(a) 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子炉格納容器へスプレーするための接続訓練</p> <p>(b) 化学消防自動車から使用済燃料ピットへスプレーするための接続訓練</p> <p>b 指揮者等</p> <p>(a) 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した教育訓練</p> <p>(I) 安全・防災室長および保全計画課長は、(ウ)項に係る設備を設置または改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により、力量付与の妥当性を確認する。</p>	<p>ア 力量の付与のための教育訓練</p> <p>(1) その他の大規模損壊対応</p> <p>安全・防災室長および保全計画課長は、緊急時対策本部要員のうち全体指揮を行う全体指揮者および原子炉毎の指揮を行う指揮者ならびに通報連絡を行う通報連絡者（以下(2)において「指揮者等」という。）または消火活動要員を新たに認定する場合は、第13条第4項の体制に入るまでに、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>a 消火活動要員</p> <p>(a) 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子炉格納容器へスプレーするための接続訓練</p> <p>(b) 化学消防自動車から使用済燃料ピットへスプレーするための接続訓練</p> <p>b 指揮者等</p> <p>(a) 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した教育訓練</p> <p>(ウ) 安全・防災室長および保全計画課長は、(1)項に係る設備を設置または改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により、力量付与の妥当性を確認する。</p>

3. (美浜) 記載の適正化について

3. (美浜) 記載の適正化について (1/2)

22

原子炉施設保安規定図 114 空気吸収線量率等の測定場所

原子炉施設保安規定保安規定図 114 の空気吸収線量率等の測定場所図のうち、記号を適正化する。なお、本来測定すべき空気吸収線量の測定を実施していることから管理上の問題はない。

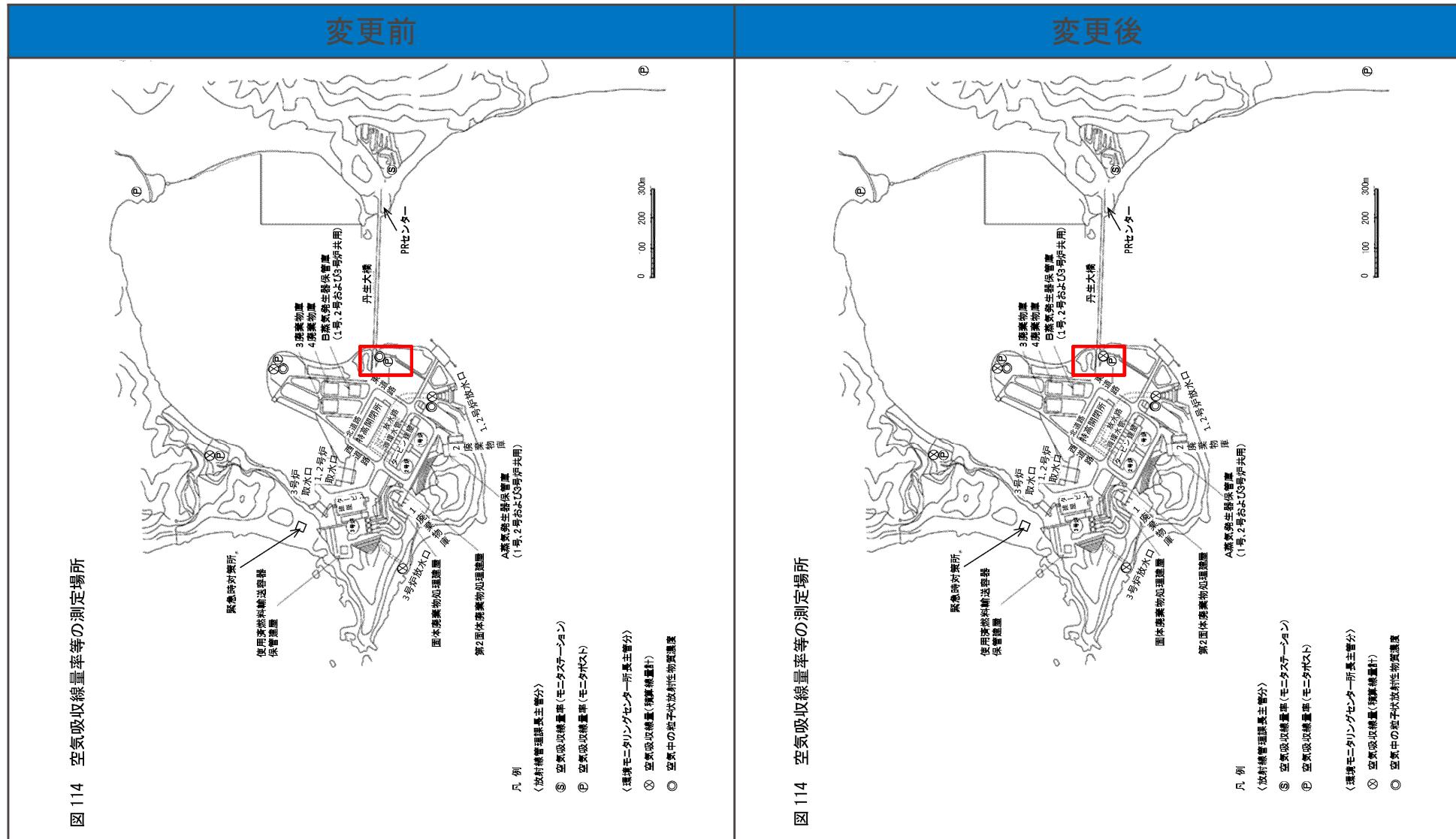


図 114 空気吸収線量率等の測定場所

3. (美浜) 記載の適正化について (2/2)

23

原子炉施設保安規定図 181 空気吸収線量率等の測定場所

原子炉施設保安規定保安規定図 181 の空気吸収線量率等の測定場所図のうち、記号を適正化する。なお、本来測定すべき空気吸収線量の測定を実施していることから管理上の問題はない。

